

医療・ケア意思決定プロセス支援事業に係る
意思決定支援研修・普及事業
業務委託仕様書

1 事業の目的

人生の最終段階における医療と介護の連携体制の整備及び、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の普及を図るため、主に高齢者施設の従事者等を対象とした研修の開催及びパンフレットの増刷を行う。

2 業務委託の内容

(1) 検討委員会の設置・運営

本事業における研修について検討するために、当該分野に精通した有識者からなる検討委員会を設置し、2回以上開催すること。

ア 委員の選定

委員は医療機関、訪問看護ステーション、高齢者施設・介護に係る機関及び市町村（在宅医療・介護連携推進事業の委託先機関を含む）の中から4名以上選定するものとし、県と協議の上、決定する。

イ 委員会の開催

開催周知、委員への出席依頼、資料作成・配布、会場準備、進行等当日の運営を行う。リモートでの実施も可能とする。委員会の主な内容については、医療・介護関係者等向け研修会の研修企画とする。

ウ 委員への旅費・報償費の支払い

検討委員会に参加した委員に対し、必要に応じて旅費・報償費を支給すること。
ただし、県職員に対する旅費・報償費の支給は要しない。

エ 報告

検討委員会終了毎に、出席者や内容等について県に報告すること。

(2) 医療・介護関係者等向け研修会

ア 研修内容

(ア) ACP ファシリテーターフォローアップ研修（年1回以上）

令和5年度に養成したACP ファシリテーターを対象に、フォローアップ研修を実施すること。

内容については、スキルアップとファシリテーター相互の連携強化を図れるものとし、検討委員会で協議すること。

(イ) 介護職基本コース研修（年1回以上）

鹿児島県が作成した「高齢者の住まいで働くあなたのためのACP～関わる人の気持ちを尊重する方法」のパンフレット（令和4年度作成）や「人生会議 さまざまな事例を通して考える ACP」（令和5年度作成）を元に医療・ケア意思決定プロセス支援に係る初心者向け研修を実施すること。

主な参加者は高齢者施設の従事者等とするが、医療機関や在宅医療関係機関を含む多職種 of 初心者も受講対象とすること。

参加者の勤務形態を考慮し、受講できない場合の復習用としてオンデマンド型での配信も検討すること。

(ウ) 専門職（多職種連携コース）研修（3保健医療圏域—鹿児島，川薩・出水，奄美医療圏とする）

医療・ケア意思決定プロセス支援に係る事例検討やロールプレイを含む実践的な研修を開催すること。

ファシリテーターは、ACP ファシリテーター養成研修の受講者を必ず含めること。

主な参加者は高齢者施設の従事者等とするが、医療機関や在宅医療関係機関を含む多職種の実践者も受講対象とすること。

イ 研修計画の作成

検討委員会での検討後、速やかに研修計画を作成すること。

なお、研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

また、研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループワーク等を組み合わせ、受講者が主体的に研修に参加でき、知識や技能を修得できるように工夫すること。

ウ 研修会場の確保

研修会場については、県の所管する会場も可。人と人との距離を十分に考慮すること。

エ 講師の選定，確保及び連絡調整

研修内容に関する専門的な知識及び経験を有する者を選定し、日程、資料等についての調整を行うこと。

オ 研修の開催案内及び受講申込みの受付等

参加する医療・介護関係者等の決定に当たっては、県内の地域バランスを考慮すること。

カ 研修で使用する資料(テキスト等)，機材，器具等の準備

キ 研修会の運営及び当日の受付

当日の司会進行，講師への対応等

ク 講師等への旅費・報償費の支払い

研修会，事前打合せ等に参加した講師，ファシリテーター等に対し，必要に応じて旅費・報償費を支給すること。ただし，県職員に対する旅費・報償費の支給は要しない。

ケ 受講者負担金

研修受講者から研修受講料，教材費等は徴収しない。

コ 受講者に対するアンケートの作成，配布・回収，集計

(3) 医療・介護関係者向け ACP 普及啓発パンフレット増刷・配布

医療・介護関係者等の専門職を対象に、ACP の普及・啓発を目的としたパンフレットを増刷及び配布すること。

ア パンフレットの増刷

(ア) 部数 10,000 部印刷

(イ) 概要

令和 4 年度に県高齢者生き生き推進課が作成したパンフレット「高齢者の住まいで働くあなたのための ACP～関わる人の気持ちを尊重する方法」について、多職種連携を意識した内容を盛り込む等、検討委員会で協議した上で追加・修正を行い増刷すること。

(ウ) データの提供

「高齢者の住まいで働くあなたのための ACP～関わる人の気持ちを尊重する方法」のデータは県高齢者生き生き推進課から提供する。

イ 成果物の納入

(ア) 納入期限 令和 7 年 2 月 28 日（金）

(イ) 納入場所 県高齢者生き生き推進課

(ウ) データ（現行データおよび PDF データ）

(4) 実績報告書の作成

すべての事業終了後、令和 7 年 3 月 14 日（金）までに、実績報告書を提出すること。

3 履行期限

令和 7 年 3 月 14 日（金）

ただし、必要に応じて業務期間中に途中経過の報告を求める。

4 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。